

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成24年4月18日

**【事業年度】** 第42期(自平成23年1月1日至平成23年12月31日)

**【会社名】** 株式会社船井総合研究所

**【英訳名】** Funai Consulting Incorporated

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 高嶋 栄

**【本店の所在の場所】** 大阪市中央区北浜4丁目4番10号

**【電話番号】** 大阪06(6232)0271(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員スタッフ統括本部長 大野 潔

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市中央区北浜4丁目4番10号

**【電話番号】** 大阪06(6232)0271(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員財務部長 奥村 隆久

**【縦覧に供する場所】** 株式会社船井総合研究所 東京本社  
(東京都千代田区丸の内1丁目6番6号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年3月26日に提出いたしました第42期（自平成23年1月1日至平成23年12月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(9) ストックオプション制度の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(9) 【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

<省略>

会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成24年3月24日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成24年3月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名（社外取締役を除く）（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限を35,000株とする。（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。
新株予約権の行使の条件	新株予約権に関するその他の行使の条件については、当社取締役会において定めることとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) <省略>

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び子会社取締役に対して、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行することについて、平成24年3月24日開催の定時株主総会において次のとおり特別決議しております。

決議年月日	平成24年3月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員及び子会社取締役（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	350,000株を上限とする。（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。（注）3
新株予約権の行使期間	割当日より2年経過した日から3年間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 また、新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。 平成23年12月期の連結営業利益額に対して、平成25年12月期の連結営業利益額が上回った場合、新株予約権の権利行使開始日から最終日まで権利行使ができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）＜省略＞

（訂正後）

＜省略＞

会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬について、平成24年3月24日開催の定時株主総会において次のとおり決議しております。

決議年月日	平成24年3月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役6名（社外取締役を除く）（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限を35,000株とする。（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会において定める。
新株予約権の行使の条件	新株予約権に関するその他の行使の条件については、当社取締役会において定めることとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）＜省略＞

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員及び子会社取締役に対して、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行することについて、平成24年3月24日開催の定時株主総会において次のとおり特別決議しております。

決議年月日	平成24年3月24日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員及び子会社取締役（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	350,000株を上限とする。（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。（注）3
新株予約権の行使期間	割当日の翌日より2年経過した日から3年間とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。 また、新株予約権者は以下の条件を満たした場合に限り、権利行使ができるものとする。 平成23年12月期の連結営業利益額に対して、平成25年12月期の連結営業利益額が上回った場合、新株予約権の権利行使開始日から最終日まで権利行使ができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）＜省略＞